⑷　［略］

［注41～57　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第４　略］

第５　インマルサット船舶地球局、航空機地球局（インマルサットＢＧＡＮ型の無線設備に限る。）及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

［１～５　略］

［第６～第75　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～35　略］

36　航空機地球局の送信設備のうち次に掲げる送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　航空機地球局の送信設備のうち1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なもの及びインマルサットＢＧＡＮ型を除く。）の単一の変調時における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。ただし、搬送波の周波数の（±）35kHzの範囲内については、この限りでない。

［表　略］

［⑵　略］

37　航空機地球局の送信設備のうち1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（インマルサットＢＧＡＮ型に限る。）及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備のうち次に掲げる送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［⑴～⑶　略］

⑷　航空機地球局のインマルサットＢＧＡＮ型の送信設備及びインマルサット携帯移動地球局のインマルサットＢＧＡＮ型の送信設備

ア　インマルサット携帯移動地球局のうち主として航空機に搭載される無線設備以外の無線設備

［略］

イ　航空機地球局及びインマルサット携帯移動地球局のうち主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が15dBW以下の無線設備

［略］

ウ　航空機地球局及びインマルサット携帯移動地球局のうち主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が15dBWを超える無線設備

［略］

［⑸　略］

［38～65　略］

⑶　［同左］

［注41～57　同左］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第４　同左］

第５　インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

［１～５　同左］

［第６～第75　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～35　同左］

36　航空機地球局の送信設備のうち次に掲げる送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　航空機地球局の送信設備のうち1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なものを除く。）の単一の変調時における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。ただし、搬送波の周波数の（±）35kHzの範囲内については、この限りでない。

［表　同左］

［⑵　同左］

37　インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［⑴～⑶　同左］

⑷　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＢＧＡＮ型の送信設備

ア　主として航空機に搭載される無線設備以外の無線設備

［同左］

イ　主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が15dBW以下の無線設備

［同左］

ウ　主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が15dBWを超える無線設備

［同左］

［⑸　同左］

［38～65　同左］